除染等作業の方法に関する知識	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間
	除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「除去土壌の収集等に係る業務」という。）を行う者にあっては、次に掲げるもの 除去土壌の収集等に係る業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間
除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務（以下「汚染廃棄物の収集等に係る業務」という。）を行う者にあっては、次に掲げるもの 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業の方法及び順序　放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　汚染防止措置の方法　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法　保護具の性能及び使用方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間
	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法	一時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び除染則中の関係条項	一時間
	除去土壌の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの 除去土壌の収集等に係る業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　除去土壌の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	一時間三十分
	汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの 汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	一時間三十分

（実技教育）

第三条　第一条の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの 土壌等の除染等の業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　外部放射線による線量当量率の監視　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	一時間三十分

○農林水産省告示第二千四百十二号

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）第七条第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・農林水産省令第九号）第一条第二項の規定に基づき、農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七条第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七条第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第七条第二項及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項が記載された書類

イ　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業（当該復興整備事業を実施するため、農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに限る。以下「特定復興整備事業」という。）の名称及び地区名並びにその実施主体

ロ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　特定復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地の転用によって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要